

射水市監査委員告示第 14 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年12月に実施した財政援助団体等監査（特定非営利活動法人こすぎ総合スポーツクラブきらり）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年12月5日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

公の施設の指定管理者監査

特定非営利活動法人こすぎ総合スポーツクラブきらり

〔生涯学習・スポーツ課〕

2 監査の実施日

令和4年12月1日（木）

3 監査の期間

令和4年11月17日から令和4年12月1日まで

4 監査の範囲（令和3年度）

令和3年4月1日から令和4年3月末日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 指定管理団体の概要

名 称	特定非営利活動法人こすぎ総合スポーツクラブきらり
代 表 者	理事長 三 上 久 男
所 在 地	射水市黒河 712 番地（小杉体育館内）

7 指定管理施設の概要

施 設 名	小杉体育館
所 在 地	射水市黒河 712 番地
所 管 課	生涯学習・スポーツ課
基本協定締結日	令和2年1月24日
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
管理業務委託料	14,540,000 円（令和3年度）

施設名	小杉総合体育センター
所在地	射水市戸破 3111 番地
所管課	生涯学習・スポーツ課
基本協定締結日	令和 2 年 1 月 24 日
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
管理業務委託料	18,375,000 円（令和 3 年度）

8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○ 意見

(1) スポーツクラブや体育施設等の情報発信のため、ホームページや LINE 等の SNS を活用し、インターネット予約システム等の利便性を高め、子どもたちや若年層の利用促進を図るとともに中・高齢者層にも配慮した施設運営に努められたい。

特に小杉体育館の利用促進については、一般、サークル等の利用に偏らず、各種スポーツ大会・イベント等の誘致や勧奨をするなど、安定的な利用者の確保に取り組まれたい。

(2) 体育館等の老朽化に伴う修繕については、応急的にクラブ職員による修繕対応に努められているが、施設利用者の利便と安全確保のためにも修繕計画を立て、市当局と協議・連携のうえ、適切な管理運営に努められたい。

(3) 現金管理について、年度末等にクラブ会費の徴収や請求支払いのため、多額の手持ち現金を保管していることは、盗難その他のリスクを伴うため、銀行口座振込・振替による会費徴収やネットバンク等を活用した支払振込等を検討し、効率的かつ安全な出納処理に努められたい。

(生涯学習・スポーツ課)